



【紹介率の算定方法】

(1) 地域医療支援病院の場合

紹介患者の数 + 緊急的に入院し治療を必要とした救急患者の数

初診患者の数 (注)

(2) その他の病院の場合

紹介患者の数 + 救急用の自動車で搬送された患者の数

初診患者の数

注：当該地域医療支援病院が医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合は、初診患者の数を除いた数を分母とする。当該救急医療事業において夜間又は休日を受診した救急患者（緊急的に入院し治療を必要とした救急患者を除く。）を除いた数を分母とする。

2 他の医療機関等への情報提供を評価した点数

	点数	算定要検討																																								
<p>診療情報提供料 (A)</p>	<p>220点/月</p>	<p>提供元が、提供先に対し、対象患者の診療状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供した場合に算定。</p> <table border="1" data-bbox="327 116 582 1411"> <tr> <td>提供元</td> <td>提供先</td> <td>対象患者</td> <td>提供する情報</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>診療所</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>病院</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>市町村</td> <td>患者</td> <td>保健福祉サービスに必要な情報</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>指定居宅介護支援事業者等</td> <td>患者</td> <td>保健福祉サービスに必要な情報</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>保険薬局</td> <td>在宅患者であって通院の困難な患者</td> <td>在宅患者訪問指導管理に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>精神障害者社会復帰施設等</td> <td>精神障害者社会復帰施設等の入所者</td> <td>社会復帰の促進に必要な情報</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>介護老人保健施設</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> </tr> </table>	提供元	提供先	対象患者	提供する情報	診療所	診療所	患者	診療情報	病院	病院	患者	診療情報	保険医療機関	市町村	患者	保健福祉サービスに必要な情報	保険医療機関	指定居宅介護支援事業者等	患者	保健福祉サービスに必要な情報	保険医療機関	保険薬局	在宅患者であって通院の困難な患者	在宅患者訪問指導管理に必要な情報	保険医療機関	精神障害者社会復帰施設等	精神障害者社会復帰施設等の入所者	社会復帰の促進に必要な情報	診療所	介護老人保健施設	患者	診療情報								
提供元	提供先	対象患者	提供する情報																																							
診療所	診療所	患者	診療情報																																							
病院	病院	患者	診療情報																																							
保険医療機関	市町村	患者	保健福祉サービスに必要な情報																																							
保険医療機関	指定居宅介護支援事業者等	患者	保健福祉サービスに必要な情報																																							
保険医療機関	保険薬局	在宅患者であって通院の困難な患者	在宅患者訪問指導管理に必要な情報																																							
保険医療機関	精神障害者社会復帰施設等	精神障害者社会復帰施設等の入所者	社会復帰の促進に必要な情報																																							
診療所	介護老人保健施設	患者	診療情報																																							
<p>診療情報提供料 (B)</p>	<p>290点/月</p>	<p>提供元が、提供先に対し、対象患者の診療状況を示す文書を添えて、必要な情報を提供した場合に算定。</p> <table border="1" data-bbox="662 116 917 1411"> <tr> <td>提供元</td> <td>提供先</td> <td>対象患者</td> <td>提供する情報</td> <td>加算</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td>病院</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>診療所</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>200床以上の施設</td> <td>診療所</td> <td>患者</td> <td>診療情報</td> <td>230点</td> </tr> <tr> <td>注1の診療所</td> <td>注2の医療機関</td> <td>患者</td> <td>療養上必要な情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>注2の医療機関</td> <td>診療所</td> <td>患者</td> <td>療養上必要な情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>介護老人保健施設</td> <td>介護老人保健施設の入所者</td> <td>療養上必要な情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>保険医療機関</td> <td>老人福祉保健センター</td> <td>患者</td> <td>鑑別診断に必要な情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>注1：在宅患者訪問診療料を算定すべき診療所          注2：在宅患者訪問看護・指導料を算定すべき看護若しくは指導又は在宅訪問リハビリテーション指導管理料を算定すべき指導管理を行っている保険医療機関</p>	提供元	提供先	対象患者	提供する情報	加算	診療所	病院	患者	診療情報		病院	診療所	患者	診療情報		200床以上の施設	診療所	患者	診療情報	230点	注1の診療所	注2の医療機関	患者	療養上必要な情報		注2の医療機関	診療所	患者	療養上必要な情報		保険医療機関	介護老人保健施設	介護老人保健施設の入所者	療養上必要な情報		保険医療機関	老人福祉保健センター	患者	鑑別診断に必要な情報	
提供元	提供先	対象患者	提供する情報	加算																																						
診療所	病院	患者	診療情報																																							
病院	診療所	患者	診療情報																																							
200床以上の施設	診療所	患者	診療情報	230点																																						
注1の診療所	注2の医療機関	患者	療養上必要な情報																																							
注2の医療機関	診療所	患者	療養上必要な情報																																							
保険医療機関	介護老人保健施設	介護老人保健施設の入所者	療養上必要な情報																																							
保険医療機関	老人福祉保健センター	患者	鑑別診断に必要な情報																																							
<p>診療情報提供料 (C)</p>	<p>500点/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院が、患者の退院に際して、診療所又は精神障害者社会復帰施設等若しくは介護老人保健施設に対して、患者の紹介を行った場合に算定</li> <li>病院が許可病床数200床以上の場合は、20点加算</li> </ul>																																								
<p>診療情報提供料 (D)</p>	<p>520点/月</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療支援病院又は特定機能病院が、診療所又は許可病床数200床未満の病院に患者を紹介した場合に算定</li> </ul>																																								

